

市第41号議案

横浜市火災予防条例の一部改正

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年 9 月 3 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市火災予防条例の一部を改正する条例

横浜市火災予防条例（昭和48年12月横浜市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第2項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、この条例による改正後の横浜市火災予防条例第11条の2の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

提 案 理 由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取

扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、固体酸化物型燃料電池による発電設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるため、横浜市火災予防条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市火災予防条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（燃料電池発電設備）

- 第 11 条の 2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池又は溶融炭酸塩型燃料電池）による発電設備であって火を使用するものに限る。第 3 項及び第 5 項並びに第 74 条第 1 項第 9 号において同じ。）は、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 18 号及び第 19 号カ並びに第 3 項第 1 号、第 14 条第 1 項（第 7 号を除く。）並びに第 15 条第 1 項（第 2 号を除く。）の規定を準用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池 又は固体酸化物型燃料電池）による発電設備であって火を使用するものに限る。以下この項及び第 4 項において同じ。）であって出力 10 キロワット未満のもののうち、改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は外箱の換気装置に異常が生じた場合に自動的に燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものは、火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られ

市第 41 号

る距離以上の距離を保つものとするほか、その位置、構造及び管理の基準については、第 4 条第 1 項第 2 号、第 4 号、第 5 号、第 7 号、第 9 号、第 17 号（ウ、ス及びセを除く。）、第 18 号及び第 19 号並びに第 3 項第 1 号及び第 4 号、第 14 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 8 号及び第 11 号並びに第 15 条第 1 項第 3 号及び第 4 号の規定を準用する。

（第 3 項から第 5 項まで省略）